

子ども家庭総合支援拠点の取り組み状況について

1 趣旨・目的

平成 28 年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、市区町村は、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めることとされ、また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（平成 30 年 12 月 18 日関係府省庁連絡会議決定）で、令和 4 年度までに全市町村に拠点を設置することが目標とされた。

2 本市の設置状況について

本市においても、地区保健福祉センターに配置しているケースワーカーや家庭相談員など各相談員に加え、国の配置基準に基づき、新たに子ども家庭支援員、虐待対応専門員及び心理担当支援員を配置し、支援体制の強化を図る「子ども家庭総合支援拠点（こどもの権利相談室）」を次のとおり設置した。

(1) 設置年月：令和 2 年 4 月

(2) 職員の配置状況

| 配置場所 | 配置職員 |
|--------------------|---|
| 平地区保健福祉センター | <u>子ども家庭支援員 1 名</u> 、家庭相談員 1 名 |
| 小名浜地区保健福祉センター | <u>子ども家庭支援員 1 名</u> 、家庭相談員 1 名 |
| 勿来・田人地区保健福祉センター | 家庭相談員 1 名 |
| 常磐・遠野地区保健福祉センター | 家庭相談員 1 名 |
| 内郷・好間・三和地区保健福祉センター | 家庭相談員 1 名 |
| こども家庭課 | <u>心理担当支援員 1 名</u> 、 <u>虐待対応専門員 1 名</u> |

※ 下線は本年 4 月から新規に配置。家庭相談員は、子ども家庭支援又は虐待対応専門員を兼務。

3 令和 2 年度における取り組み状況

地区保健福祉センターを中心とした相談支援体制の強化に加え、令和 2 年度は以下の取り組みを行っている。

(1) 各地区保健福祉センターにおける個別ケース会議等への参加

新たに配置された、心理担当員、虐待対応専門員、子ども家庭支援員が、各地区保健福祉センターにおける要支援児童等のケース会議へ参加し、支援方法について協議。

(2) 児童虐待死亡事例検証会議の開催及び報告書の作成

令和 2 年 4 月に市内で発生した乳児死亡事例について、市独自の検証会議により関係機関等と協議を行い、報告書を作成。今後の本市の虐待予防に繋げる。

※ 令和 2 年 8 月 25 日（火）開催/参集者：児童相談所、市の関係機関等職員

(3) 地域における勉強会等を通じた啓発

本年4月の児童福祉法等の改正により体罰禁止が法定化されたことも踏まえ、体罰等によらない子育てについて更なる普及を図るなどのため、心理担当支援員及び虐待対応専門員による講演を実施。

※ 令和2年10月6日（火） 赤井地区民生児童委員協議会定例会

(4) 児童虐待防止推進月間（毎年11月）等における街頭啓発

「児童虐待防止推進月間」及び「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、市内商業施設において街頭啓発を実施。

※ 令和2年11月16日（月） イオンモールいわき小名浜
（啓発チラシ入りティッシュの配布）

(5) 本市独自の「児童虐待対応マニュアル」の策定

本市における児童虐待対応の統一化を図るため、心理担当員、虐待対応専門員、子ども家庭支援員を中心に対応マニュアル素案の作成を進めており、今後、地区保健福祉センター職員等との協議を踏まえ、年度内の策定に向け取り組む。

(6) 虐待防止に係る子ども向けチラシの作成に向けた検討

子どもたち自らが相談しやすい環境づくりを図るため、他自治体の情報収集等を行い、今後、子ども向けチラシの作成及び配布に向け取り組む。

(7) DV被害者支援機関との定例懇談会の開催

DV（ドメスティックバイオレンス）と児童虐待は密接な関係にあることから、市内のDV被害者支援機関（NPO法人いわきふれあいサポート）との定例懇談会を開催し、情報収集・意見交換等を行っている。

※ 令和2年7月～ 毎月開催

4 今後の取組み

引き続き、各関係機関と連携し、虐待発生予防・対応に取り組むとともに、「児童虐待対応マニュアル」の策定の他、従来の地域の大人に向けた周知にとどまらず子ども自らが相談できるよう、子ども向けの周知に努める。